

岩手県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 施行者の名称 大船渡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 なし
- （4） 事業施行期間 平成26年8月28日から平成29年3月31日まで
- 2（1） 施行者の名称 大船渡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 なし
- （4） 事業施行期間 平成26年8月28日から平成29年3月31日まで